

事 務 連 絡
平成23年7月13日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局疾病対策課
肝炎対策推進室

「肝炎治療特別促進事業における運用の一部変更について」の訂正について

肝炎治療特別促進事業については、先般、平成23年7月1日付け事務連絡「肝炎治療特別促進事業における運用の一部変更について」により、当該事業の運用の一部変更を周知したところですが、当該事務連絡につきまして、一部訂正することといたしましたので、本件について御了知の上、運用に当たり御配慮いただくようお願いいたします。

記

「肝炎治療特別促進事業における運用の一部変更について」（厚生労働省健康局疾病対策課肝炎対策推進室平成23年7月1日事務連絡）を以下のとおり訂正すること。

訂正箇所 本文4行目

訂正前 「・・・本日、薬事承認・保険収載となりました。」

訂正後 「・・・本日、薬事承認・保険適用となりました。」

事務連絡

平成23年7月1日

各都道府県 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局疾病対策課
肝炎対策推進室

肝炎治療特別促進事業における運用の一部変更について

標記事業につきましては、日頃より御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、本年6月1日の薬事・食品衛生審議会医薬品第一部会において、ペガシス皮下注90 μ g及びコペガス錠200mgについて、両薬剤を併用した場合のC型代償性肝硬変に対する効能追加が了承され、本日、薬事承認・保険収載となりました。

これにより、ペグインターフェロン・リバビリン併用療法のうち、ペガシス・コペガス併用療法については、C型代償性肝硬変についても保険適用となり、本事業の助成対象にも含まれることとなりますので、御承知おきいただきますようお願いいたします。

なお、上記運用の一部変更に係る肝炎治療特別促進事業実施要綱等の改正はございません。また、肝炎治療受給者証の交付申請書と申請に係る診断書につきましては、現行の様式をそのまま使用して差し支えありません。